

山形県水資源保全総合計画の概要

山形県水資源保全総合計画

＜山形県水資源保全条例の基本理念＞

水資源は、私たちの日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に水資源を保全しなければならない

＜策定の趣旨＞

山形県水資源保全条例第8条第1項に基づき、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るため策定する計画

＜計画の推進＞

・県は、水資源の保全に係る調整会議により関係部局が連携して総合的な施策の推進を図る。

・本計画に基づく施策の実施状況について、山形県環境審議会に報告し、広く公表して施策の検証を行う。

施策(1)

水資源の適正な利用及び保全

- 水資源の適正な利用の推進
 - ・節水など適正かつ効率的な水の利用の推進
 - ・農業用水の水利施設の整備や適正な維持管理
 - ・森林等が有する水源かん養機能との調和に配慮した消流雪用水や小水力発電など地域の実情にあった水の有効活用
 - ・家庭や事業所における排水対策の推進
 - ・県民一人ひとりが理解を深め、家庭や事業活動における行動指針の周知
- 安全安心な水資源の確保
 - ・河川・ダム等の適切な管理
 - ・生活排水処理施設の着実な整備
 - ・工場等からの排水水の計画的な監視
 - ・地下水位等の定期的な監視等
 - ・公共用水域等の水質の定期的な測定と公表
- 県民協働による保全活動の推進
 - ・美しい山形・最上川フォーラム、河川愛護活動団体等との協働による保全活動への参加推進

施策(2)

森林等の水源を涵養する機能の維持

- 適正な土地の取引、利用・開発の確保
 - ・森林の売買等について相談できる体制の整備
 - ・森林の所有者等に関する情報を共有する仕組みの整備
 - ・林地開発許可制度等の周知及び監視
- 水源かん養機能の維持を図る森林整備や農地の保全等
 - ・やまがた森林ノミクス加速化ビジョンに基づく森林の整備
 - ・地域住民・NPO等による森づくり活動の推進
 - ・地域協働による遊休農地の発生防止の活動への支援
 - ・農地の基盤整備と荒廃農地の解消・発生防止の実施
- 森林等の水源かん養機能の理解促進
 - ・森林等が有する水源かん養機能についての周知と重要性についての理解の促進

施策(3)

水資源の保全の見地からの適正な土地利用の確保

- 水資源保全地域指定の考え方
 - ・公共に利用される水の取水地点とその集水区域を基本とし、水資源の保全を図るため特に土地の適正な利用を図る必要がある地域
 - ・林業、農業、水産業、観光業などの産業の振興に資するよう配慮
- 水資源保全地域における事前届出制度の運用
 - ・土地所有者等に対する水資源保全地域及び事前届出制度についての理解と周知
 - ・森林法、国土利用計画法等に基づく土地の取引等や開発行為に係る制度を運用する関係機関との連携
- 水資源保全地域における施策
 - ・地域住民への周知、環境保全活動や森づくり活動の推進
 - ・計画的な保安林の指定や積極的な森林の整備支援

施策(4)

(1)から(3)の施策についての県民、事業者、土地所有者等の理解の促進

- 水資源の保全に係る県民意識の高揚
 - ・県民、事業者に対する水の適正な利用、森林等が有する水源かん養機能の保全等についての理解の促進
 - ・土地所有者等（水資源保全地域及びこれ以外の地域の土地）に対する水源かん養機能を維持するための適切な土地利用についての理解の促進
- 多様な主体による連携と協働の推進
 - ・県民、事業者、NPO、ボランティア団体等の水資源保全のための取組みの促進
 - ・各主体の活動情報の共有と連携の推進
- 環境教育の推進（人づくり）
 - ・水環境や河川・海岸の保全活動や森林環境学習などを通して水資源の保全について理解を深め、身近なことから行動できる人づくりの推進

総合的に推進

将来の世代に継承できるような水資源の保全を図る

＜策定沿革＞
策定 平成25年9月
改定 令和6年2月